

東アジアにとっての日本国憲法

仁荷大学法学専門大学院

李京柱（リ キョンジュ）

キーワード： 日本の安全保障、日本に対する安全保障、
日本国憲法、有事と韓半島、東アジア共同体（平和への権利）

1. 日本の安全と日本に対する安全

韓半島有事を想定した安保関連法

安保関連法の強行採決（v s 手続的民主主義）と施行（v s 立憲主義）

リベラルの総結集（長谷部、小林までも）

リベラル側の改憲論も（井上—9条削除論、矢部—改憲論¹、加藤—9条強化論²など）

日本の安全保障（例え、国民安保法制懇さえも）と日本に対する安全保障

安倍政権の兇爆性と馬力、軍事に焦点を置いた大国主義、野蛮な情熱³

相互の安全保障上の不安に関する感受性⁴

2. 安保関連法と韓半島

2-1 安保関連法

事態対処法—（自国への武力攻撃+他国への攻撃も=存立危機事態）⁵

—>北朝鮮を警戒している米軍艦の護衛、ミサイル邀撃、邦人救出

—>**敵基地攻撃論：F-2戦闘機、レーザー誘導型合同精密反撃（JDAM）+F35**

重要影響事態法（周辺事態から重要影響事態へ、後方地域から非戦闘現場に）

—>小型航空機などによるMV22への弾薬提供、自衛隊の韓半島上陸

—>「国連軍」と日本との駐屯軍地位協定：7つの後方基地と兵站

改正自衛隊法（武器使用の自己保存から任務遂行へ）

¹ フィリピンでの軍事基地無くす憲法改正、矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』（集英社、2014年）。

² フィリピン方式+国連中心主義、加藤典洋『戦後入門』（ちくま新書、2015年）。

³ 渡辺治『現代史の中の安倍政権』（かもがわ出版、2016年）4、41、42、263頁。

⁴ 遠藤乾『グローバル・コモンズ』（岩波書店、2015年）355頁。

⁵ 「国の存立」という主観的要素による限定容認論の不安定さについては、浦田一郎、『集団的自衛権限定容認とはなにか』（日本評論社、2016年4月）67-68頁を参照されたい。

新設国際平和支援法（国連軍でなく多国籍軍支援に）

危機解釈の判断主体

2－2 平和外交政策から軍事外交政策へ

武器輸出3原則—武器輸出新3原則(2014.6.17)

防衛装備庁新設：科学技術政策（民生からデュアルユース）⁶vs1987年名古屋大学平和憲章

軍事の経済戦略化（軍産複合体化）

特定秘密保護法：安保を理由とした非公開の拡大

日米韓の軍事情報協力

3. 日本に対する安全保障と東アジア

3－1 日本国憲法の誕生

(a)六面体としての日本国憲法⁷

(b)日本に対する安全保障としての日本国憲法

ポツダム宣言と日本、韓国⁸— 天皇制と9条

非軍事化と9条—日本国憲法の誕生/非武装条約構想と9条⁹

デュアルユースの禁止など

3－1 安保関連法以後の日本

同盟調整メカニズム—日米共同司令部（Combined Forces Command）

同盟調整グループ(Alliance Coordination Group)

レベル別共同調整本部(Component Coordination Centers)

共同作戦計画—密約の作戦計画化など

4. 日本国憲法 9 条とアジアの平和的未来

Asian Paradox¹⁰と民衆を人質にした敵対的共存共生¹¹の東アジアから平和共同体へ

他者に依存する存在からの出発¹²

⁶ 日本非武装条約案(1946.1~2)では、軍事物資や軍事転用可能な資源の生産輸入の禁止を規定。

⁷ Akihiko Kimijima, Six faces of Article 9: Japans's Peace Constitution at Crossroads, Dec. 3-4, 2015.; 君島東彦「六面体としての憲法9条」『戦争と平和を問い直す』（法律文化社、2014年）。

⁸ 李京柱『日韓の占領管理体制に関する比較憲法的考察』（一橋大学、1997年）。

⁹ 三輪隆「日本非武装条約構想とマッカーサー・ノート第2項」『埼玉大学紀要（教育学部）』47巻第1号（1988年）52頁以下。

¹⁰ 木宮正史『朝鮮半島と東アジア』（岩波書店、2015年）3頁以下。

¹¹ 白楽晴『揺れる分断体制』（創作と批評社、1998年）

緊張緩和のための段階的相互行為（Graduated Reciprocation in Tension Reduction）¹³

2005年6者会談—9.19共同声明（平和フォーラム）と2.13合議精神の読み直し¹⁴

アメリカの覇権秩序作りとその下での韓日関係作り（65日韓条約、2015慰安婦合意）vs
覇権秩序そのものを緩和するための行動¹⁵ /韓日関係作り

民間六者会談としてのウランバートル・プロセス

光復・戦後70周年と2015年東アジア平和宣言

GPPAC（武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ）¹⁶

非核地帯化構想など

安保と安全の主体の転換と多様化（平和への権利）¹⁷

安全を保障するのは国家だという神話からの脱却¹⁸

日本の安全と日本に対する安全の併用の道—日本国憲法前文と9条

雨森芳洲、'誠信の交わりと申す事、お互いに欺かず、争わず'（交隣提醒及び交隣須知）¹⁹

特に、米の軍事変換後の国際情勢下での国際化vs平和的国際化(貢献)

戦争に巻き込まれない体制作り

¹² 岡野八代「安保を問い直す」『戦争に抗する』（岩波書店、2015年）209頁以下

¹³ 遠藤乾『グローバル・コモンズ』（岩波書店、2015年）355頁。

¹⁴ 1994年ジュネブ合意、1999年Perry Process-相互脅威の段階的縮減

¹⁵ 木宮正史『朝鮮半島と東アジア』（岩波書店、2015年）。

¹⁶ 君島東彦「国連と市民社会の現在」『日本の科学者』（本の泉社、2015年）21頁以下。

君島東彦「安全保障の市民的視点」『立憲的ダイナミズム』（岩波書店、2014年）。

¹⁷ 李京柱『平和権の理解』（韓国、社会評論社、2014年）；笹本純、前田朗『平和への権利を世界に—国連宣言実現の動向と運動』（かもがわ出版、2011年）。

¹⁸ 岡野八代「安保を問い直す」『戦争に抗する』（岩波書店、2015年）200頁以下

¹⁹ 佐々木悦也、「雨森芳洲の国際感覚」、『朝鮮通信使と京都』（高麗美術館、2013年）60頁、仲尾宏、『朝鮮通信使』（岩波新書、2007年）105頁以下。